

令和3年10月5日

沖縄県人事委員会

## 人事委員会委員長談話

まずはじめに、現下の厳しい勤務環境の下、日々全力で県行政の推進に取り組んでおられることに対し、心からの敬意を表します。

それでは、本年の「職員の給与に関する報告及び勧告」の概要について、御説明申し上げます。

本委員会は、職員の給与が適正かどうかについて検討を行うため、職員給与及び民間給与の実態を調査いたしました。

その結果、本年4月の職員給与については、民間給与を一人当たり27円、率にして0.01%上回り、特別給については、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.16月分上回っておりました。

本委員会は、これらの調査結果を総合的に勘案し、給料表については、民間給与との較差が極めて小さいことから改定を行わないことといたしました。

また、特別給については、民間の支給割合に見合うよう支給月数を4.30月分に引き下げることが適当と判断し、その改定について勧告いたしました。

あわせて、「公務運営の課題に関する報告」では、コロナウイルス感染症対策が公務環境に及ぼす影響や国の制度改革等を踏まえ、勤務環境の整備、人材の確保及び育成、服務規律の確保と法令遵守の徹底等について、報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、引き続き、人事委員会勧告制度の意義や役割にご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 人事委員会 委員コメント

新型コロナウイルス対策の長期化は、県民生活をはじめ企業の経営にも深刻な影響を及ぼしております。県内の事業所の皆さまには、大変な経営環境にある中、職種別民間給与実態調査に御協力賜りましたことに、この場をお借りして深く感謝申し上げたいと思います。

また、このような状況の中で業務を遂行されております県の職員につきまして、給与勧告をとりまとめるに当たり様々な報告を受けましたので、各委員からの所感を申し述べたいと存じます。

昨年度は、一般会計の16回に及ぶ補正予算が生まれ、今年度も14回の補正予算が提案されていると聞いております。これらを執行するため、組織再編、兼務発令、業務応援等を行ってもなお一部業務の停止又は先送りをせざるを得ない状況であり、民間への委託や会計年度任用職員等の採用などにより行政サービスを停滞させないよう、あらゆる手段を講じているとのことであります。

昨年から今年6月までに、知事部において新型コロナウイルス対策に関連して動員された職員数は延べ約14,100人とのことで、これは知事部の職員定数4,500人の約3倍に当たる人数であります。学校や警察においても大変厳しい勤務環境と伺っております。人口規模では全国25番目である本県において、東京・大阪などの大都市並の危機感を持って矢継ぎ早に感染症及び経済対策を行う職員の心身の負担は相当なものであると思われまます。

さらに、今年度は新たにワクチン接種業務や入院待機ステーションなどの業務も開始されました。

職員の勤務の実態について、人事委員会事務局から、感染症対策本部等で休日返上で長時間働き続ける職員が見受けられ、全庁的に長時間勤務が発生しているとの報告を受けております。本庁だけではなく、保健所などにおいても業務がかなり逼迫しているとのことで、職員の健康が気になっております。

昨年4月から時間外勤務の上限を規制する仕組みを整え、公務員の働き方改革を一層推進することとした矢先にこのような未曾有の事態が生じたことは、人事委員会としても残念でなりません。

職員一人一人が本県の貴重な財産であり、自己を省みる余裕もなく疲労を蓄積させた結果、心身の健康を害し、職を離れることがあってはならないと強く感じたところです。

職員におかれましては、業務量の増大に加え、自己や家族の健康等への不安などの複数の事情を抱えながらも、日々、高い使命感と誇りを持って業務に当たられていることとに、委員一同、心から敬意を表します。

このような中、職員の月例給を据置、特別給を減額する勧告内容となり、心情的には大変苦しいところではございますが、地方公務員制度に基づき民間給与の水準と均衡させるための措置であります。何卒、給与勧告制度の趣旨を御理解いただきたいと思います。と存じます。

県民の誰もが、一日も早く、以前のような活気溢れる沖縄を取り戻すことを願っております。アフターコロナにおいても職員の皆さまの働きがなくてはなりません。

職員の皆さまにおかれましては、くれぐれも心身の健康に御留意いただきつつ、この長く苦しい時代の荒波を乗り越えるため、各々が持てる能力を存分に発揮していただくことを委員一同祈念しております。